

～ 鳥取市からのお知らせ ～

事業所ごみ(可燃ごみ)は無色の透明袋または無色の半透明袋に限定

令和2年7月1日以降、事業所ごみ(可燃ごみ)を一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集を委託して排出する際に使用のごみ袋については無色の透明袋または無色の半透明袋に限定します。

令和2年7月1日以降

使用できる袋 (無色の透明袋・無色の半透明袋)

- ※ 中身が確認できるもの(無色の半透明袋の基準は、鳥取市家庭用可燃ごみ指定袋程度までとする)



使用できない袋 (色付き袋)

- ※ 中身の見えない色付き袋、色付き半透明袋、色付きレジ袋等は受付しません。



- 産業廃棄物等が混入したごみ袋及び透明袋以外で出された場合は、ごみ収集運搬業者は運搬を拒否することとなります。
- 段ボールや紙袋にごみを入れての排出は禁止します。段ボールは分別し、リサイクルにご協力ください。
- 個人やアパート等では直接一般廃棄物収集運搬許可業者と可燃ごみ収集契約している方も同様の取り扱いとなりますので、上記透明袋をご使用ください。

ごみ袋を透明のものに限定する理由

色付きごみ袋の中には、スプレー缶、割れたビン、ガラス、注射針などの危険物のほか、受入不可の産業廃棄物が含まれている場合があり、ごみの適正排出や減量化、清掃工場や収集の作業員の事故防止及び清掃工場の延命化を図ることの観点からも中身の見えることが求められています。事業所ごみは、家庭ごみと比較して、分別意識が非常に低い事例があるため、**無色の透明袋・無色の半透明袋の使用**を神谷清掃工場への受入条件とさせていただきます。

なお、透明ごみ袋の使用により個人情報漏れる恐れがある場合は、排出業者の責務として個人情報に対応した適正処理をお願いします。

(お問い合わせ先)

鳥取市市民生活部 環境局 廃棄物対策課

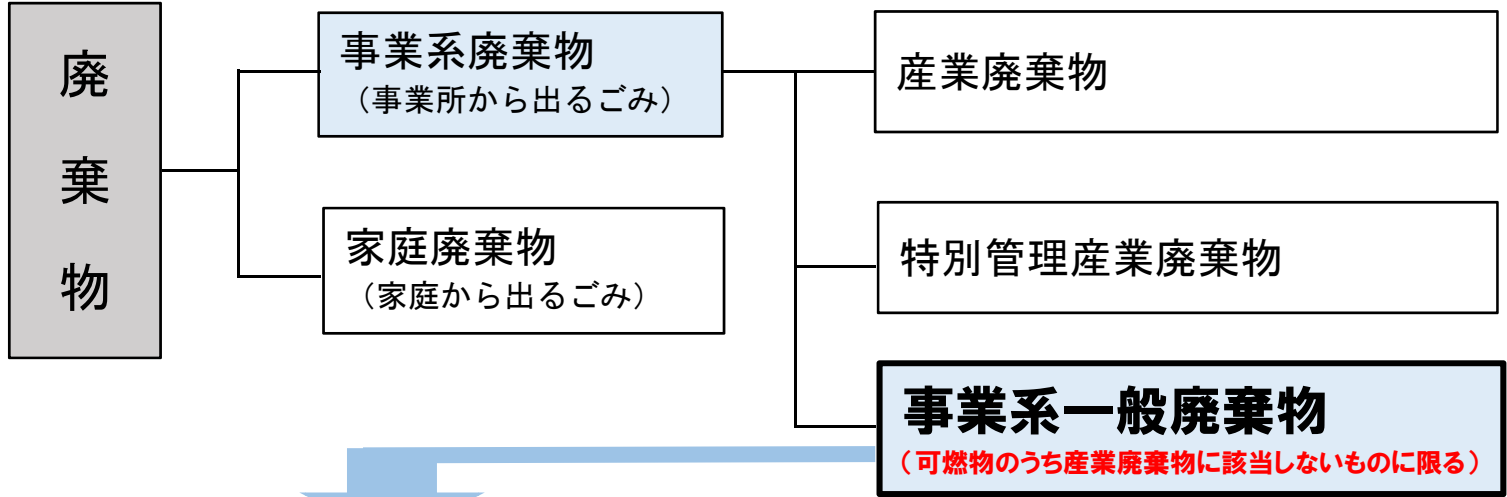
電話： 0857-30-8091

鳥取市のごみ焼却施設「神谷清掃工場」へ搬入できるのは

事業系一般廃棄物のみ

可燃物のうち産業廃棄物に該当しないものに限る

【廃棄物の分類】



焼却施設に搬入できるもの 【事業系一般廃棄物】

■動植物性残さ（生ごみ）

食品の食べ残しや売れ残り、調理くずなど
(注) 食品製造業者除く



■木くず

落ち葉、剪定枝、木製品（机、棚等）など
(注) 建設業や家具工場のものは不可



■繊維くず

木綿や絹等、天然繊維で製造された衣服など
(注) 建設業や繊維工業のものは不可



■紙くず

OA用紙、はがき、封筒、雑誌など
(注) 建設業や出版業・新聞業等のものは不可



焼却施設に搬入できないもの 【産業廃棄物】

■金属くず

空き缶、一斗缶、スチール製品（椅子、ロッカー等）、ペンキ缶など



■ガラスくず

■陶磁器くず

■コンクリートくず



■廃プラスチック

ペットボトル、プラスチック製容器、発泡スチロール、ラップなど



■その他

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋤さい、がれき類など

事業系ごみの不燃物は、産業廃棄物です。焼却施設に受入できません。

資源として再利用できるものは、分別してリサイクル化に努めましょう。